

高校生の 学びを支えます。



返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がります。

高等学校等就学支援金の所得制限を事実上撤廃

「所得制限の事実上撤廃」とは？

公立高校の授業料は、年収目安910万円未満の世帯の場合、**①高等学校等就学支援金**により授業料相当額が支給され、保護者等の授業料負担は実質0円となっています。

令和7年度は、**①高等学校等就学支援金**の対象外であった年収目安910万円以上の世帯の高校生を対象に、授業料相当額を支給する新たな制度（**②高校生等臨時支援金**）が創設されます。

これにより、保護者等の所得にかかわらず、**①高等学校等就学支援金**又は**②高校生等臨時支援金**、どちらかの制度により、授業料の支援を受けることができます。

継続

① 高等学校等就学支援金 ・年収約**910万円未満**世帯の高校生対象

新規

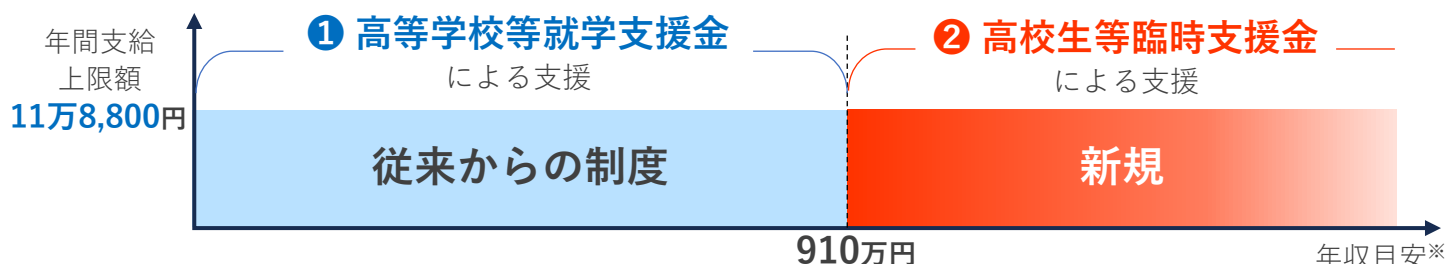
② 高校生等臨時支援金 ・年収約**910万円以上**世帯の高校生対象

【令和7年度限り※】※ 令和8年度からのいわゆる「高校授業料の無償化」を別途検討中です。

支援を希望される方は、**申請手続きが必要**となります。
手続きが必要な方には、県教育委員会から個別に案内を郵送します。

支援のイメージ

①高等学校等就学支援金又は**②高校生等臨時支援金**として、最大118,800円（全日制課程の年間授業料相当）が支給され、保護者等の授業料負担が実質0円となります。



※ 年収は両親の一方が働き、高校生1人（16歳以上）・中学生1人の4人世帯の目安



申請手続きについて



支援を希望される方は、申請手続きが必要です。

手続きが必要な方には、県教育委員会から個別に案内を郵送しますので、内容を確認し、**必ず期限までに申請**してください。

① 高等学校等 就学支援金 への申請

新入生の皆さん
(全員)

4月

県教育委員会から御案内しています。(郵送)

在校生の皆さん
(該当者のみ)

7月頃

県教育委員会から御案内する予定です。(郵送)

※オンライン(就学支援金申請システム「e-Shien」)で申請します。

申請にはマイナンバー(個人番号)が必要です。

※これまで、高等学校等就学支援金に申請していない方、受給資格の認定がされていない方(年収約910万円以上の世帯の方)は、原則として、高等学校等就学支援金に再度申請していただく必要があります。

② 高校生等 臨時支援金 への申請

新入生の皆さん
在校生の皆さん
(該当者のみ)

7月頃

県教育委員会から御案内する予定です。(郵送)

① 高等学校等就学支援金の判定結果を用いて、受給資格の判定を行います。

※原則として、高等学校等就学支援金のためのオンライン(就学支援金申請システム「e-Shien」)申請の仕組みを活用します。

👥 その他

次の方は、①高等学校等就学支援金、②高校生等臨時支援金のいずれの対象にもなりません。

ア 高校等を既に卒業したことがある生徒や3年(定時制課程・通信制課程は4年)を超えて在籍している生徒(以前に高校等に在籍した期間がある場合は、その期間も含める。)

イ 科目履修生、聴講生



問合せ先

広島県教育委員会 教育支援推進課 就学支援係

電話：082-222-3015

〔受付日時〕月曜日～金曜日(祝日を除く。)午前9時から午後5時まで

✉ kyouishinkou@pref.hiroshima.jp



文部科学省のwebサイトには、制度の最新・詳細情報などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm